

目 次

条 例

津市ふるさと津かがやき基金条例

津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市消防団員等工務災害補償条例の一部を改正する条例

規 則

津市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

津市会計規則の一部を改正する規則

津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

告 示

認可地縁団体の告示事項の変更

国民健康保険被保険者証の無効

財政公表

認可地縁団体の告示事項の変更

町及び字の区域変更

公 告

開発行為に関する工事の完了

犬の抑留

市有地売却に係る一般競争入札

開発行為に関する工事の完了

犬の抑留

平成20年産麦に係る農作物共済（一筆方式）の共済金、減収量等

犬の抑留

選挙管理委員会告示

波瀬土地改良区総代会総代選挙における当選人

波瀬土地改良区総代会総代選挙における当選証書の付与

※ 目次には、JIS第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市ふるさと津かがやき基金条例をここに公布する。

平成20年9月30日

津市長 松田直久

### 津市条例第32号

津市ふるさと津かがやき基金条例

(設置)

第1条 ふるさと津市の未来に向けての発展を支援しようとするものからの寄附金を積み立て、本市のまちづくり事業の推進に寄与するため、津市ふるさと津かがやき基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金には、各会計年度において一般会計歳入歳出予算に定める額を積み立てる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、事業の推進のために必要な経費の財源に充てるほか、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、次の各号のいずれかに該当する事業の財源に充てる場合限り、これを処分することができる。

- (1) 子どもたちが未来に向かってかがやくまちづくり
- (2) 津城跡の整備や多気北畠氏城館跡周辺などの歴史文化を未来に伝えるまちづくり
- (3) 山・川・海自然环境を生かし、未来につなげるまちづくり  
(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年9月30日

津市長 松田直久

### 津市条例第33号

津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年津市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第3号中「公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める。

附 則

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年9月30日

津市長 松田直久

### 津市条例第34号

津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第215号）の一部を次のように改正する。

別表阿漕B住宅の項中「10」を「8」に改め、同表小森A住宅の項を削り、同表青木団地の項中「960番地26～960番地41」を「960番地26～960番地39、960番地41」に、「44」を「43」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年9月30日

津市長 松田直久

### 津市条例第35号

津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

津市消防団員等公務災害補償条例（平成18年津市条例第259号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

附 則

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

津市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年9月30日

津市長 松田直久

津市規則第55号

津市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

津市消防団員等公務災害補償条例施行規則（平成18年津市規則第228号）の一部を次のように改正する。

第15号様式（裏）注意事項4中「国民金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

津市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年9月30日

津市長 松田直久

#### 津市規則第56号

##### 津市会計規則の一部を改正する規則

津市会計規則（平成18年津市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号を第6号とし、第6号を第7号とし、第7号を第8号とし、第8号を第9号とし、第4号に次の1号「(5) 公共料金一括払い 電気料金、ガス料金、水道料金、下水道料金、農業集落排水処理施設使用料、電気通信役務に関する料金等を、公共料金支払管理システムにより一括して支払うことをいう。」を加え、第6号に次のただし書「ただし、公共料金一括払いの支出に係る命令については、会計管理室長をいう。」を加える。

##### 附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。



津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年9月30日

津市長 松田直久

#### 津市規則第57号

津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則  
津市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成18年津市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同項第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とする。

第21条第1項第2号中「証人」を「裁判員、証人」に改める。

#### 附 則

この規則中第17条第2項の改正規定は公布の日から、その他の改正規定は平成21年5月21日から施行する。

津市告示第159号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成14年芸濃町告示第1号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成20年9月16日

津市長 松田直久

1 届出者

萩野区自治会

三重県津市芸濃町萩野731番地

奥山 榮司

2 変更に係る事項

(1) 地縁による団体の目的

変更前	本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。 4 ゴミ集積所及び汚水処理場の当番制 6 自警団・婦人会・子供会・老人クラブ・かんこ踊り保存会等の育成と助成
変更後	本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。 4 ゴミ集積所の当番制 6 自警団・子供会・老人クラブ・かんこ踊り保存会等の育成と助成

(2) 事務所の所在地

変更前	本会の事務所は、公民館に置く。
変更後	本会の事務所は、三重県津市芸濃町萩野731番地萩野区公民館に置く。

3 変更理由及び年月日

地縁による団体の目的及び事務所の所在地が、平成20年7月13日の総会に変更になったため。

津市告示第160号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成20年9月22日

津市長 松田直久

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
2130990	平成19年10月1日	平成20年9月1日
5134908	平成19年10月1日	平成20年8月29日
6124882	平成19年10月1日	平成20年9月1日
8129234	平成19年10月1日	平成20年9月2日
9138183	平成19年10月1日	平成20年8月27日

津市告示第161号

地方自治法第243条の3第1項及び津市財政公表条例第3条の規定により  
平成20年8月31日現在の財政状況を次のとおり告示する。

平成20年9月26日

津市長 松田直久

公表内容

- 1 会計別歳入歳出予算の執行状況
- 2 一般会計予算の収入及び目的別支出状況
- 3 市債の状況
- 4 基金の状況
- 5 市有財産の状況
- 6 人口・世帯数・面積の状況
- 7 市税の負担状況

津市の財政状況  
(平成20年8月31日現在)

政策財務部財政課

- 1 会計別歳入歳出予算の執行状況
- 2 一般会計予算の収入及び目的別支出状況
- 3 市債の状況
- 4 基金の状況
- 5 市有財産の状況
- 6 人口・世帯数・面積の状況
- 7 市税の負担状況

# 1 会計別歳入歳出予算の執行状況

平成20年8月31日現在

(単位:千円)

会計名	歳 入			歳 出		
	予算現額	収入済額	比率	予算現額	支出済額	比率
一般会計	94,350,388	39,119,546	41.5%	94,350,388	22,041,995	23.4%
モーターボート競走 事業特別会計	39,141,132	13,603,074	34.8%	39,141,132	13,217,183	33.8%
国民健康保険事業 特別会計 (事業勘定)	27,479,002	6,736,719	24.5%	27,479,002	8,722,522	31.7%
国民健康保険事業 特別会計 (直営診療施設勘定)	41,203	7,147	17.3%	41,203	12,520	30.4%
介護保険事業 特別会計	18,604,538	6,568,475	35.3%	18,604,538	6,176,686	33.2%
老人保健医療事業 特別会計	4,664,184	1,985,934	42.6%	4,664,184	2,452,565	52.6%
風力発電事業 特別会計	97,777	42,260	43.2%	97,777	15,347	15.7%
簡易水道事業 特別会計	1,072,801	58,820	5.5%	1,072,801	95,928	8.9%
農業集落排水事業 特別会計	522,891	45,385	8.7%	522,891	52,789	10.1%
土地区画整理事業 特別会計	1,347,058	7,029	0.5%	1,347,058	210,947	15.7%
下水道事業 特別会計	13,322,327	742,011	5.6%	13,322,327	1,291,880	9.7%
住宅新築資金等貸付 事業特別会計	236,841	53,296	22.5%	236,841	3,940	1.7%
椋本財産区 特別会計	906	76	8.4%	906	54	6.0%
後期高齢者医療事業 特別会計	4,464,607	549,772	12.3%	4,464,607	1,257,949	28.2%



## 2 一般会計予算の収入及び目的別支出状況

平成20年8月31日現在

単位：千円

### (1) 収入

区 分	予算現額 A	収入済額 B	率 (B/A) %
1 市 税	41,522,852	23,299,806	56.1%
2 地 方 譲 与 税	1,320,500	381,024	28.9%
3 利 子 割 交 付 金	200,000	90,163	45.1%
4 配 当 割 交 付 金	200,000	52,099	26.0%
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	130,000	0	0.0%
6 地 方 消 費 税 交 付 金	2,550,000	652,462	25.6%
7 ゴルフ場利用税交付金	370,000	164,979	44.6%
8 自動車取得税交付金	740,000	254,688	34.4%
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金	61,000	0	0.0%
10 地 方 特 例 交 付 金	470,000	147,109	31.3%
11 地 方 交 付 税	14,300,000	6,520,422	45.6%
12 交通安全対策特別交付金	46,000	0	0.0%
13 分 担 金 及 び 負 担 金	1,869,790	652,340	34.9%
14 使 用 料 及 び 手 数 料	2,271,600	956,906	42.1%
15 国 庫 支 出 金	7,158,095	1,881,366	26.3%
16 県 支 出 金	4,740,589	782,149	16.5%
17 財 産 収 入	227,410	73,844	32.5%
18 寄 附 金	21,551	26,148	121.3%
19 繰 入 金	5,464,981	0	0.0%
20 繰 越 金	225,172	2,807,217	1246.7%
21 諸 収 入	1,509,448	376,824	25.0%
22 市 債	8,951,400	0	0.0%
合 計	94,350,388	39,119,546	41.5%

## (2) 支 出

単位：千円

区 分	予算現額 A	支出済額 B	比率 (B/A) %
1 議 会 費	583,547	244,537	41.9%
2 総 務 費	15,093,746	4,324,055	28.6%
3 民 生 費	26,529,470	7,596,203	28.6%
4 衛 生 費	7,501,080	1,866,671	24.9%
5 労 働 費	183,445	133,305	72.7%
6 農 林 水 産 業 費	2,910,942	368,737	12.7%
7 商 工 費	1,943,778	706,045	36.3%
8 土 木 費	13,230,659	1,732,356	13.1%
9 消 防 費	3,897,224	1,337,997	34.3%
10 教 育 費	9,105,816	3,078,498	33.8%
11 公 債 費	12,882,905	291,319	2.3%
12 諸 支 出 金	377,426	355,325	94.1%
13 予 備 費	100,000	0	0.0%
14 災 害 復 旧 費	10,350	6,947	67.1%
合 計	94,350,388	22,041,995	23.4%

### 3 市債の状況

平成20年8月31日現在

会計別	区分	未償還残高 (千円)	構成比 (%)
一般会計	1 普通債	66,589,233	65.9%
	(1) 総務	3,412,289	3.4%
	(2) 民生	4,699,500	4.6%
	(3) 衛生	10,321,731	10.2%
	(4) 労働	15,567	0.0%
	(5) 農林水産業	1,385,205	1.4%
	(6) 商工	427,314	0.4%
	(7) 土木	30,934,137	30.6%
	(8) 消防	1,988,873	2.0%
	(9) 教育	13,404,617	13.3%
	2 災害復旧債	303,442	0.3%
	(1) 衛生	3,867	0.0%
	(2) 農林水産業	37,709	0.0%
	(3) 土木	261,866	0.3%
	3 その他	34,239,851	33.8%
	(1) 減収補てん債	90,935	0.1%
	(2) 臨時減収補てん債	222,628	0.2%
	(3) 住民税等減税補てん債	9,747,508	9.6%
	(4) 臨時財政対策債	23,935,282	23.7%
	(5) その他	243,498	0.2%
	計	101,132,526	100.0%
特会別計	モータースポーツ競走	4,807,617	5.0%
	国民健康保険	6,912	0.0%
	風力発電	225,183	0.2%
	簡易水道	5,189,599	5.4%
	農業集落排水	5,225,685	5.5%
	土地区画整理	1,918,215	2.0%
	下水道	77,281,341	80.9%
	住宅新築資金等貸付	915,230	1.0%
	計	95,569,782	100.0%
合 計		196,702,308	

平成20年8月31日現在 一時借入金 0千円

## 4 基金の状況

平成20年8月31日現在

単位：千円

種 別	積立金現在高
財 政 調 整 基 金	12,686,270
減 債 基 金	3,443,608
退 職 手 当 積 立 基 金	1,504,694
文 化 振 興 基 金	210,850
国 際 交 流 基 金	217,584
緑 化 基 金	116,020
青 山 高 原 保 健 保 養 地 管 理 基 金	160,800
心 る さ と 振 興 基 金	947,660
土 地 開 発 基 金	2,267,830
住 宅 新 築 資 金 等 貸 付 基 金	49,247
モータースポーツ競走事業財政調整基金	759,802
国民健康保険事業運営基金	657,935
介護保険事業運営基金	305,382
棕本財産区財政調整基金	19,595
農業集落排水事業基金	7,800
合 計	23,355,077

## 5 市有財産の状況

平成20年8月31日現在

有 価 証 券 等	1,489,854千円
自 動 車	759台
建 物	1,127,888㎡
土 地	21,410,973㎡
土 地 開 発 基 金 ( 土 地 )	82,678㎡

## 6 人口・世帯数・面積の状況

平成20年8月31日現在

人 口	292,851人
世 帯 数	120,481世帯
面 積	710.81㎢

## 7 市税の負担状況

平成20年8月31日現在

1 人 当 たり	税 目	1 世 帯 当 たり
68,902 円	市 民 税	167,478 円
57,506 円	固 定 資 産 税	139,779 円
5,946 円	都 市 計 画 税	14,453 円
5,201 円	市 た ば こ 税	12,642 円
1,640 円	軽 自 動 車 税	3,986 円
108 円	入 湯 税	262 円
264 円	そ の 他	643 円
139,567 円	計	339,243 円

津市告示第162号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成9年津市告示第231号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成20年9月26日

津市長 松田直久

1 届出者

豊里台団地自治会

三重県津市大里窪田町1706番地20

代表者 平松 孝

2 変更に係る事項

(1) 事務所の所在地

変更前	三重県津市大里窪田町1715番地18
変更後	三重県津市大里窪田町1706番地20

(2) 代表者の氏名及び住所

変更前	中 桐 利 幸 三重県津市大里窪田町1715番地18
変更後	平 松 孝 三重県津市大里窪田町1706番地20

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成20年4月5日の定期総会において新任されたため。

津市告示第163号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり町及び字の区域を変更する。

平成20年9月30日

津市長 松田直久

津市南が丘一丁目に編入する区域

津市垂水字細谷2538の5、2538の8、2549

津市公告第143号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成20年9月16日

津市長 松 田 直 久

- 1 工事完了年月日  
平成20年8月27日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
津市高洲町893-1
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
鈴鹿市阿古曾町8-18  
ハウスセンターオカベ株式会社  
代表取締役 岡部 勇



津市公告第144号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成20年9月19日

津市長 松田直久

1 抑留日 平成20年9月16日

2 抑留期間 平成20年9月22日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 安東町	雑種	白茶	メス	中	91日 以上	赤色の首輪
2	津市 一志町波瀬	雑種	白茶	メス	中	91日 以上	鎖の首輪
3	津市 芸濃町椋本	雑種	黒	メス	中	91日 以上	

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

## 津市公告第145号

次のとおり一般競争入札を執行するので、津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により公告します。

平成20年9月22日

津市長 松田直久

### 1 入札に付する事項

(1) 件名 市有地売却に係る一般競争入札

(2) 物件の概要

物件番号	所在地	地目	面積	用途地域
1	津市桜橋一丁目621番	宅地	137.08 m <sup>2</sup>	第1種住居地域
2	津市川方町397番1	宅地	1,939.67 m <sup>2</sup>	第1種住居地域
3	津市河芸町上野3339番138	宅地	256.52 m <sup>2</sup>	第1種低層住宅専用地域に準じる
4	津市香良洲町海面高砂3956番14	原野	343.62 m <sup>2</sup>	準工業地域

### 2 入札参加の資格

入札に参加できる者は、個人及び法人とし、次のいずれにも該当しない者とします。

(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

(2) 破産者で復権を得ていない者

### 3 入札参加相談・申込み

(1) 入札参加の相談・申込期間及び場所

ア 相談・申込期間

平成20年10月2日(木)から10月14日(火)まで

土日・祭日は不可とします。

イ 受付時間

上記期日の午前9時30分から12時まで、午後1時30分から午後4時まで

ウ 相談・申込場所

津市役所本庁舎6階 62会議室

(2) 申込方法

ア 入札参加希望者は、申込受付期間内に入札参加申込書その他必要書類を受付場所へ提出し、申込手続を済ませてください。

イ 1物件に対し2者以上の共有による申込みも可能です。

ウ 郵送等による申込みはできません。

(3) 提出書類

ア 市有地売却に係る一般競争入札参加申込書（所定の様式）

イ 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）

ウ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（法人のみ）

エ 身分証明書（破産に関する証明書）（個人のみ）

※ 身分証明書は、本籍地の市区町村で交付してもらってください。

オ 入札保証金保管証書の写し

カ 委任状及び受任者本人と確認できるもの（運転免許証など）（代理人により入札及び契約をしようとする場合のみ）

※ 複数物件を申し込まれる場合は、提出書類ア、オについては物件ごとに1部提出、イ、ウ、エ、カについては、原本1部と写し（申込物件数分）を提出してください。いずれも発行後3か月以内のものに限ります。

※ 一度御提出いただいた書類は、理由にかかわらず一切返却できません。

(4) 申込みに当たっての留意事項

ア 売払物件については、現状での引渡しとなります。現状とは、「物件の現在における状況の姿のまま」との意味であり、その状況を承知の上入札してください。申込みに当たっては、必ず現地を事前に確認してください。

イ 落札後の売買契約及び所有権移転登記は、原則として、入札参加申込書に記載された申込者及び共有者の名義で行います。

ウ 共有で申込みをされる場合、共有者の方全員が、入札参加の資格を有することが必要です。

エ 入札参加申込物件の変更及び取下げは、申込みの受付期間内に限って行うことができます。

オ 郵送、電話(ファックスを含みます。)等による申込受付は行いません。

カ 申込手続が完了したときは、一般競争入札参加受付済書をお渡ししますので、これを入札日に必ず持参してください。

#### 4 現場説明会

入札物件の現地説明会は開催いたしませんので、御了承ください。

※ 随時入札対象物件の敷地を見ていただくことは可能です。(立ち入りは御遠慮ください。)

#### 5 予定価格(最低入札価格)と入札保証金

物件番号	予定価格 (最低入札価格)	入札保証金の額
1	10,060,000円	500,000円
2	28,920,000円	1,440,000円
3	6,970,000円	340,000円
4	2,240,000円	110,000円

(1) 入札参加希望者は、入札保証金として、上表の右欄に掲げる金額を申込受付期間内に現金又は地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第156条第1項第1号に規定する小切手で、物件ごとに本庁舎1階の会計管理室で納付してください。

(2) 入札保証金は、入札の終了後に所定の手続きを経て、指定の口座にお返しさせていただきます。

ただし、落札者については、土地の売買契約を締結する際に返還します。

(3) 入札保証金には、利息を付しません。

(4) 落札者が正当な理由なく期限までに売買契約を締結しないときは、入札保証金は、市に帰属することになります。

#### 6 入札及び開札

(1) 日時及び時間

入札日	物件番号	入札執行時間
-----	------	--------

平成20年10月 17日(金)	1	午前9時30分から
	2	午前9時45分から
	3	午前10時00分から
	4	午前10時15分から

- (2) 入札場所 津市役所本庁舎6階62会議室
- (3) 持参物等 (当日入札場所にお持ちいただくもの)
- ア 入札参加者証
  - イ 入札書及び入札書封筒
  - ウ 入札者確認票
  - エ 実印(代理人により入札及び契約しようとする場合は委任状に押印されている代理人の印)
  - オ 入札保証金納付書兼領収書
- (4) 入札書の提出
- ア 入札参加者は、指定の時刻までに、指定された場所へ入札書を提出しなければなりません。
  - イ 代理人が入札に参加する場合は、委任状を提出し、入札書には、代理人名を記入し押印してください。
- (5) 開札
- ア 入札後直ちに入札者の前で開札します。
  - イ 開札に出席しなかった場合は、開札の結果について異議を申し立てることはできません。
- (6) 入札の無効
- 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。
- なお、入札の当日出席しなかった者又は入札執行時刻に遅刻した者は、棄権とみなします。
- ア 入札書を所定の日時を過ぎて提出したとき。
  - イ 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
  - ウ 入札書に記名及び押印がないとき。
  - エ 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
  - オ 入札保証金を納付せず、又はその金額に不足があるとき。
  - カ 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
  - キ 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入

札をしたとき。

ク 入札者の資格がない者が入札したとき。

ケ 本市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。

コ 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。

サ 入札書の金額が訂正されているとき。

シ 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

#### (7) 入札の中止

不正な行為により一般競争入札の公正な競争が妨げられると判断される場合は、入札を中止します。

### 7 落札者の決定

(1) 市が定める予定価格以上の最高の価格の入札者をもって落札者と決定します。

(2) 落札者となる同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに、当該同価の入札者によるくじ引きによって落札者を決定します。なお、落札者となる同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできません。

(3) 落札者の決定は、開札後直ちに入札場所で行います。

(4) 落札者には、入札終了後、契約手続の説明を行います。

### 8 契約に付す条件

買受人に対しては、売買契約において次の条件を付しますので、これらの定めに従っていただくこととなります。

#### (1) 用途制限

ア 契約締結の日から5年間は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項に規定する接待飲食等営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業、集团的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある組織の事務所など公序良俗に反する業等の用に供することはできません。

イ 上記の事項に違反したときは、市は、売払物件を買戻しすることができ、この場合、利息を付さずに契約金額で買戻するものとします。

なお、この金額には買受人が投下した一切の費用は、含みません。

#### (2) 契約の解除

ア 買受人が売買契約書の各条項に違反したとき、又は契約に定められた義務を履行しないときは、市は契約を解除することができます。

イ 上記により契約が解除されたときは、買受人は、市の指示する期間内に自己の費用で土地を原状に回復して市に引き渡さなければなりません。

(3) 実地調査の協力

用途制限等の禁止条件の履行状況を確認するため、市の求めにより随時登記事項証明書等の提出や実地調査等に協力していただきます。

(4) 違約金

上記(1)から(3)までの条件に違反した場合は違約金として、売買代金の20パーセントに相当する額を支払っていただきます。

9 契約

(1) 契約の締結

落札者は、落札者決定後、契約を締結していただきます。具体的な方法につきましては、追って御連絡させていただきます。

(2) 契約の確定

契約は、津市が落札者とともに土地売買契約書に記名押印したときに確定します。

(3) 契約保証金

ア 契約確定と同時に、入札保証金を契約保証金に充当します。入札保証金の全額を契約保証金（契約代金の10%とします。）とし、その差額につきましては、後日御請求させていただきます。

イ 契約保証金は、売買代金と契約保証金との差額の支払いと同時に、売買代金に充当します。

ウ 契約者が売買代金を支払期日までに納入しないなどの理由により、売買契約を解除した場合は、契約保証金は津市に帰属します。

10 売買代金の支払期限

売買代金は、平成20年11月21日（金）までに支払わなければなりません。

11 所有権の移転等

(1) 売買代金の全額納付があったときに所有権が移転するものとし、同時に土地を引き渡すものとし、同時に

(2) 売払物件は、現状のまま引き渡すものとし、契約締結後、かしが発見された場合、市は一切の責任を負いません。

(3) 所有権の移転登記は、市が行います。

## 12 契約費用及び公租公課等

次に掲げる費用については、すべて買受人の負担となります。

- (1) 売買契約書に貼付する収入印紙
- (2) 所有権の移転登記に必要な登録免許税等
- (3) 所有権移転後の公租公課
- (4) その他契約に要する費用
- (5) 物件引渡以後に必要な費用

## 13 その他

- (1) 入札に参加しようとする方は、記載された事項について熟知しておいてください。
- (2) 建物を建築するに当たっては、建築基準法(昭和25年法律第201号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)等による指導がなされる場合がありますので、あらかじめ関係機関で確認してください。

## □問い合わせ先

津市役所 政策財務部 財産管理課 財産管理担当  
電話番号 059-229-3125 (直通)



津市公告第146号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成20年9月24日

津市長 松田直久

- 1 工事完了年月日  
平成20年9月11日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
津市芸濃町椋本字菖蒲谷6234-18ほか12筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
津市広明町418-1  
株式会社トップハウス  
代表取締役 浪岡 昭

津市公告第147号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成20年9月24日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成20年9月19日
- 2 抑留期間 平成20年9月26日まで  
日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 白山町川口	柴犬	茶	オス	中	91日 以上	

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課  
電話 059-229-3282  
津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課  
電話 059-223-5192

津市公告第148号

平成20年産麦に係る農作物共済（一筆方式）の共済金の支払額を決定したので、津市農業共済条例（平成18年津市条例第185号）第41条の規定により、農作物共済加入者ごとに共済金の支払額、農作物共済減収量、共済金の支払期日及び支払方法を別紙のとおり公表します。

平成20年9月26日

津市長 松田直久

平成20年産麦共済（一筆方式）共済金支払額及び減収量等地域別一覧

所在地		減収量	共済金支払額	支払期日	支払方法
津市安東	跡部	kg 569	円 31,864	平成20年9月25日	口座振込
津市櫛形	殿村	929	52,024		
津市芸濃	中縄	24	1,344		
津市安濃	安濃	186	10,416		
計		1,708	95,648		

津市公告第149号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成20年9月29日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成20年9月25日  
2 抑留期間 平成20年10月1日まで  
日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 神戸	柴犬	黒	オス	中	91日 以上	下半身不随

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課  
電話 059-229-3282  
津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課  
電話 059-223-5192

津市公告第150号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成20年9月30日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成20年9月29日  
2 抑留期間 平成20年10月3日まで  
日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 芸濃町中縄	柴犬	黒	メス	中	91日 以上	負傷犬

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課  
電話 059-229-3282  
津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課  
電話 059-223-5192

津市選挙管理委員会告示第65号

平成20年9月17日執行の波瀬土地改良区総代会総代選挙において次の者が当選人となったので土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第21条第2項の規定により告示する。

平成20年9月18日

津市選挙管理委員会  
委員長 大橋達郎

記

別紙のとおり

## 佐野区選挙区

当選者氏名	住所
飛岡 隆	津市一志町波瀬4513番地
今西 隼夫	津市一志町波瀬4552番地
前山 健治	津市一志町波瀬5026番地
藤岡 修	津市一志町波瀬5037番地
山本 格敏	津市一志町波瀬5094番地
山下 政志	津市一志町波瀬5805番地
前川 智彦	津市一志町波瀬5830番地
竹内 栄喜	津市一志町高野1225番地1
村上 正人	津市一志町八太1587番地5
岩内 誥	津市一志町波瀬4243番地2

## 鳥沖区選挙区

当選者氏名	住所
向出 行雄	津市一志町波瀬1540番地
辻 みつゑ	津市一志町波瀬1544番地1
水谷 廣行	津市一志町波瀬1549番地
上川 晏由	津市一志町波瀬1960番地1
森田 定	津市一志町波瀬2015番地1
近藤 正之	津市一志町波瀬2036番地
近藤 明	津市一志町波瀬2047番地

## 中繩手区選挙区

当選者氏名	住所
宮路 三洲	津市一志町波瀬1522番地
前川 正弘	津市一志町波瀬1760番地
小林 公生	津市一志町波瀬1777番地3
宮路 秀美	津市一志町波瀬1787番地
田端 孝次	津市一志町波瀬1815番地

## 切原区選挙区

当選者氏名	住所
前山 幹夫	津市一志町波瀬1548番地3
清水 利昭	津市一志町波瀬1805番地
永井 三好	津市一志町波瀬1847番地
北出 太	津市一志町波瀬2466番地
北出 一雄	津市一志町波瀬2482番地

## 向平尾選挙区

当選者氏名	住所
秋山 貞	津市一志町波瀬1842番地
飯尾 雅敏	津市一志町波瀬1804番地3
長谷川 昌三	津市一志町波瀬2044番地



津市選挙管理委員会告示第66号

平成20年9月17日執行の波瀬土地改良区総代会総代選挙において次の者に当選証書を付与したので土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第22条第2項の規定により告示する。

平成20年9月18日

津市選挙管理委員会  
委員長 大橋達郎

記

別紙のとおり

## 佐野区選挙区

当選者氏名	住所
飛岡 隆	津市一志町波瀬4513番地
今西 隼夫	津市一志町波瀬4552番地
前山 健治	津市一志町波瀬5026番地
藤岡 修	津市一志町波瀬5037番地
山本 格敏	津市一志町波瀬5094番地
山下 政志	津市一志町波瀬5805番地
前川 智彦	津市一志町波瀬5830番地
竹内 栄喜	津市一志町高野1225番地1
村上 正人	津市一志町八太1587番地5
岩内 誥	津市一志町波瀬4243番地2

## 鳥沖区選挙区

当選者氏名	住所
向出 行雄	津市一志町波瀬1540番地
辻 みつゑ	津市一志町波瀬1544番地1
水谷 廣行	津市一志町波瀬1549番地
上川 晏由	津市一志町波瀬1960番地1
森田 定	津市一志町波瀬2015番地1
近藤 正之	津市一志町波瀬2036番地
近藤 明	津市一志町波瀬2047番地

## 中繩手区選挙区

当選者氏名	住所
宮路 三洲	津市一志町波瀬1522番地
前川 正弘	津市一志町波瀬1760番地
小林 公生	津市一志町波瀬1777番地3
宮路 秀美	津市一志町波瀬1787番地
田端 孝次	津市一志町波瀬1815番地

## 切原区選挙区

当選者氏名	住所
前山 幹夫	津市一志町波瀬1548番地3
清水 利昭	津市一志町波瀬1805番地
永井 三好	津市一志町波瀬1847番地
北出 太	津市一志町波瀬2466番地
北出 一雄	津市一志町波瀬2482番地

## 向平尾選挙区

当選者氏名	住所
秋山 貞	津市一志町波瀬1842番地
飯尾 雅敏	津市一志町波瀬1804番地3
長谷川 昌三	津市一志町波瀬2044番地